



佐 建 第 209 号
平成 19 年 5 月 7 日

国土交通省
道 路 局 長 様

佐渡市長 高野宏一郎



中期的な計画の作成に当たっての意見書の提出について（回答）

平成 19 年 4 月 2 日付け 国道企第 114 号で依頼のあった標記のことについて、下記のとおり提出します。

記

1. はじめに

道路は住民の生活を支える最も重要な社会基盤として、地域の交通の円滑化に資するほか、都市と地方の交流・交易基盤として、その必要性はますます大きくなっている。

当市における幹線道路は、風光明媚な海岸線を周遊し点在する集落を連絡する主要地方道佐渡一周線をはじめとして未改良で、道路防災上の危険箇所も多く、災害時に対応する迂回路の確保も困難な状況にある。また、島内の交通体系は自動車への依存度が高く、とりわけ市の中央に位置する総合病院までの区間は救急医療の面からも、安全で安心な道路整備の構築に向け、港湾、観光施設等あらゆる交通拠点の効率的な連携を図り、質の高い道路ネットワークの整備を早急に推進しなければならない。

2. 今後の道路政策や道路の整備・管理について

(1) 重点化を進める上で特に優先度の高い政策について

①インフラ整備は引き続き継続する必要がある、国、県道をはじめ、幹線市道の早期整備が急がれる。故に市町村道国庫補助事業（特殊改良事業）の存続を要望する。

②高齢化社会を迎え、交通弱者の安全を守るために交通安全施設の整備は緊急な課題であり、特に歩道整備は、住民ニーズが高く、高齢化社会にふさわしい社会資本の整備一つである。

(2) 効率化を徹底的に進める上で重視すべきことについて

①生活道路の確保を重点とした路線の見直し（交通量等）と拡大

- ・危険箇所の解消・狭小幅員、落石箇所多い
- ・除雪作業・冬期交通の安全確保

②維持管理・更新については、新規箇所（1次改良）が優先されがちで先延ばしされる傾向にあるので、施設を延命化のためにランニングコスト縮減に向けた計画的な維持管理への取組み

- ・道路の管理・道路パトロール、危険箇所の発見通報、道路の不法占拠
- ・道路の維持補修・海岸沿いの橋梁補修、除草清掃
- ・地域住民の協力・道普請、花の道

③幹線市道等の整備促進を図るため、市町村道の県代行事業の推進

3. その他、佐渡における具体的な重点道路整備箇所等について

①国道350号線・バイパス（佐和田～両津間）の早期完成

②主要地方道佐渡一周線の改良整備促進（落石危険箇所等）

③一般県道多田皆川金井線（小倉峠バイパス）の早期完成

④主要地方道両津真野赤泊線の改良整備促進

⑤主要地方道佐渡縦貫線の改良整備促進

⑥市道幹線国庫補助事業予定箇所の改良整備促進（浜中21号線他）

⑦都市計画街路事業の新設（佐渡市本庁周辺）

⑧日本風景街道（佐渡國しま海道）の推進

⑨景観地区における無電柱化の推進（小木、相川地区）

⑩生活道路における歩道整備の推進（国道、県道、市道）

4. おわりに

佐渡の全ての住民が快適に暮らすことのできる住まい環境づくりのためには、道路の整

備は行政として最も最優先すべき重要施策である。

高齢化社会を迎え、これからどれだけ社会福祉に貢献できる基盤整備を進めるかが課題となる。

医療機関や医師の質が問われる昨今、当然のこととして施設が充実した中央の病院に患者は集中するようになり、また、大型商業店舗や芝居演劇コンサートなどの娯楽を求める人々も中央に集まる。このような中央施設がその機能を果たせるようなインフラ整備は引き続き継続する必要がある、国、県道をはじめ、幹線市道の早期整備が急がれる。

なお、上記の社会資本整備のためには、縦割りの計画でなく国・県・市との役割分担を踏まえ計画的な事業の推進を図って進めていかなければならない。

以上